

# 役員選挙規程

(1983年11月30日改正)

第1条 役員選挙を行う場合、執行委員会は、総会の一週間前までに組合員の中から選挙管理委員を任命する。

第2条 選挙管理委員は、選挙管理委員長を互選する。

第3条 選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成する。

②選挙管理委員会は、役員選挙に関する一切の業務を管理する。

第4条 役員に立候補する者は、選挙管理委員会に届け出なければならない。

第5条 すべての組合員は、役員に立候補する権利をもつ。

第6条 すべての組合員、分会および執行委員会は、候補者を推薦することができる。  
ただし、この場合、本人の同意を得なければならない。

第7条 執行委員長、副執行委員長、書記長、副書記長、会計委員、会計監査委員および執行委員の選挙は、それぞれについて組合員の直接無記名投票によってこれを行う。  
ただし、対立候補なき場合は、信任投票によって有効投票数の過半数を得た者を当選者とする。

第8条 執行委員会の定数は各分会とも基数を2名とし、組合員20名を超える毎に1名を加える。

ただし、正副執行委員長、正副書記長、および会計委員をこの定数に含めることもできる。

第9条 選挙は、総会までに地域別に投票日を定めて実施することができる。